

## 伊丹市地域密着型サービス事業者公募に係る ご質問の回答について

### ●伊丹市地域密着型サービス事業者公募に関するご質問・回答

	ご質問	回答
①-A	サービス付き高齢者向け住宅Aの住宅内に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を開設検討に際して、オペレーターを自社近隣施設特定施設入居者生活介護B（施設間実距離500m）のスタッフで担うことは可能か。	事業者指定は、原則として事業所ごとに行われるため、オペレーター配置についても当該事業所に配置しなければなりません。なお、特定施設入居者生活介護Bの敷地内で事業所を開設し、当該事業所と同一敷地内である特定施設入居者生活介護Bスタッフが施設等の入居者等の処遇に支障がない場合は、オペレーターを担うことは可能となります。（※根拠「伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条第5項第3号）
②	①-Aが可能の場合に新事業所と既存特定施設の2事業所をオペレーションセンターとした場合に特定施設とオペレーターを兼務する際の常勤換算の考え方について	質問①-Aの状況におけるオペレーター配置は認められませんが、回答に記載しております、特定施設入居者生活介護Bスタッフがオペレーターとなる場合の常勤換算につきましては、オペレーターの業務を行う時間帯は当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができます。（※根拠「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（老計発第0331004号ほか連名通知）」第三 一2（1）①へ）

	ご質問	回答
①-B	社会福祉法人取得見込で応募する場合、「定款」、「法人登記簿謄本」、「印鑑証明」、「事業者の概要」、「決算書等」を提出することができません。これらに代えて、理事長就任予定者の所属する法人の「定款」、「法人登記簿謄本」、「印鑑証明」、「事業者の概要」、「決算書等」を提出してよいのですか。	社会福祉法人取得見込で応募する場合、理事長就任予定者の所属する法人の「定款」、「法人登記簿謄本」、「印鑑証明」、「事業者の概要」、「決算書」を提出してください。また、提出時に定款等の案や事業者の概要案、資金繰の資料（財務指標が分かる資料）がある場合は、併せてご提出ください。